

令和8年度湯川村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達をより一層推進する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ・ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型、B型）

②「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

③「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
- ・ 重度障がい者多数雇用事業所

（要件）障がい者の雇用者数が5人以上、障がい者の割合が従業員の20%以上、雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

④「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

3 調達方針の適用範囲

調達方針は、村の全ての組織に適用する。

4 調達する物品等

村が契約により調達する物品等のうち、食品類、日用品、印刷及び施設管理等、その他障がい者就労施設等が受注可能な物品等を対象とする。

5 物品等の調達の目標

村は、予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の推進方法

①障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、村の全ての組織に対し情報提供を行う。

- ②村の全ての組織は、物品等の調達において、障がい者就労支援施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- ③物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間や発注方法を考慮するよう努める。
- ④障がい者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約の積極的な活用を図る。
- ⑤村は、障がい者就労支援施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

7 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、村ホームページへの掲載等において公表する。

8 調達方針の見直し

調達方針については、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとする。

9 施行期日

本方針は、令和8年4月1日から施行する。